

7. 工作技術センター

工作技術センターでは学生の工作実習，教職員及び学生の設備利用，センター職員による試作・製作・機械修理等があり，危険を伴う工作機械や装置が多く，労働安全衛生法等の法規の適用を受けるためそれを使用する作業者は安全と衛生の配慮が必要となる。

工作機械・装置を使用する人は，工作技術センターの諸規程や利用の手引き，また毎年発刊のセンターレポート等に記載している利用に関する手続きと内容を理解したうえで，次の事項の安全心得をよく熟知し遵守するとともに，安全と衛生に細心の注意を払い，作業を進めること。

7. 1 全般的心得

- (1) 工場内は，禁煙及び飲食禁止。
- (2) 免許・資格を必要とする作業には，証明書の提示をすること。
- (3) 整理整頓に心がけ，作業環境を良くすること。
- (4) 服装は作業服および作業帽を必ず着用すること。履き物は安全靴またはスニーカー等であること（素足・草履・下駄等は作業禁止）また，保護具等の着用を指示されたときは，必ず着用すること。
- (5) 初期点検（作業前点検表のあるものに関してはその確認後）と使用手順・作業行程を確認してから作業を開始すること。
- (6) 作業中は，みだりに他の作業者に話かけたりしないこと。
- (7) 機器・工具・装置等の異常や使用不能，取扱い上の問題，あるいは不明瞭な部分・不安点があれば，すみやかに取扱い担当者に指示を仰ぐこと。
- (8) 作業終了後は，点検と整理整頓及び清掃をすること。
- (9) 作業中の怪我（打身・切傷・火傷等程度に関わらず）や事故等発生時には，直ちにセンター職員に報告すること。
- (10) 停電及び地震発生時には，直ちにメイン電源スイッチを「OFF」にしておくこと。
- (11) 作業前に，消火器の位置を確認すること。

7. 2 機械加工

- (1) 切り粉の飛散，工具の破損・加工物の脱落・機械巻き込みには注意すること。
- (2) 作業中は，必ず作業服，作業帽を着用すること（長髪の者はヘアバンド等でとめる）。
- (3) 作業内容によって保護眼鏡・腕カバー・保護カバーを使用すること。
- (4) 手袋（軍手・皮手）は，着用しないこと。
- (5) 機械・治具・工具類の整備は，確実にを行い使用前には，安全装置・クラッチ部分・油面等を必ず点検をすること。
- (6) 使用方法を充分理解してから作動すること。
- (7) 操作は原則として一人で行い，二人以上で使用するときには，起動に注意し合図をして作業をすること。
- (8) 工具・加工物は，材質・形状・加工行程を考慮し確実に取り付けること。
- (9) 切削段取り・加工行程を確認して切削作業に入ること。

- (10) 機械を運転したままで持ち場を離れないこと。
- (11) 切り粉は、素手では触らないこと。
- (12) 機械・工具・装置等に異常を感じたら直ちに、運転を中止して取扱い担当者の指示を仰ぐこと。
- (13) 作業終了後は、速やかに整理整頓及び清掃をして機械各部分は元の位置に戻しておくこと。

7. 2. 1 旋 盤

- (1) 工具・測定器具類は、ベッド面に置かないこと。
- (2) 切り粉等が飛散する作業には、保護眼鏡及び保護カバーを使用すること。
- (3) T形ハンドルは、定位置に掛けること（安全装置であり、定位置に掛けないと起動しなくなる）。
- (4) 心押し台を使用する場合は、固定を確実なものとする。
- (5) 回転部分は、危険が伴うので身体の作業位置は、一般的に往復台より半歩程度右寄りで行うこと。
- (6) 回転数・送り量・送り方向・切込み量を決める場合には、加工物の材質・形状・取付け状態・機械・刃物の剛性を考慮して、始めから大きく削らないこと（加工状態を見ながら順次条件を変え最良の切削状態を保つ）。
- (7) 切削中の加工物には、手指を持っていかないこと。
- (8) 切削油を注油するときに、左手で行うと巻き込まれる可能性が高いので右手で行うこと。
- (9) 回転数、送り量等の変換は完全停止してから行うこと。
- (10) バイトの着脱は、運転を停止し刃物台をクランプして行うこと。
- (11) チャック・爪の取り替えは、メインスイッチを切り、主軸が回らないよう変速レバーを低速にして確実にすること。
- (12) 起動レバーは、上方に長く身体に触れ易い状態にあるので、加工物の取付け、その他危険を伴う段取り作業にはメインスイッチを切ってから行うこと。
- (13) 使用済みの工具類は常に、整理整頓し使用前の状態にしておくこと。

7. 2. 2 フライス盤

- (1) 工具・測定器具類は、ベッド面に置かないこと。
- (2) 刃物の刃先を確認し損傷の激しい場合は、使用しないこと。
- (3) バイスの取付け・取外しは、一人で行わないこと（必ず担当者の指示の元で行うこと）。
- (4) 刃物の取外しは、素手でしないこと（ウエス等で手を保護すること）。
- (5) 回転数・送り量・送り方向・切込み量を決める場合には、加工物の材質・形状・取付け状態・機械・刃物の剛性を考慮して、始めから大きく削らないこと（加工状態を見ながら順次条件を変え最良の切削状態を保つ）。
- (6) 切削条件によっては、作業側面に切り粉が飛散するので保護眼鏡等を着用し、注意すること。
- (7) 主軸回転中、加工物に手を近づけないこと。
- (8) 加工中には、切り粉をはらわないこと。
- (9) 機械を停止させるときは、必ず刃物と加工物を放すこと。
- (10) 自動送りレバーを入れたまま、機械を停止させないこと。
- (11) 早送りを掛けるときは、一方向だけにすること。

(12) 使用済みの工具類は、常に整理整頓し使用前の状態にしておくこと。

7. 2. 3 ボール盤

- (1) 手袋は使用禁止。
- (2) 切り粉が飛散する場合には保護眼鏡等を着用すること。
- (3) 加工物の材質ならびに、ドリルの径に見合った切削条件を選定すること。
- (4) 加工物の固定は、適切な治具・取付け具等を使用し確実にを行うこと。
- (5) ドリルの着脱は、主軸の完全停止を待って行うこと。
- (6) ドリルの取付けは、種類に応じて確実にを行うこと。
- (7) ドリルの着脱工具は、使用后必ず外しておくこと。
- (8) ラジアルボール盤の可動範囲には、注意すること。

7. 2. 4 鋸 盤

- (1) 鋳鉄、真鍮には、基本的に切削油を使用しないこと。
- (2) 加工物の固定は、確実にを行うこと。
- (3) 加工材質の違いにより切断圧の調整を行うこと。
- (4) 鋸刃の交換は、取扱い担当者の指示を仰ぐこと。
- (5) 切断完了までは操作盤の位置まで退避していること。

7. 2. 5 帯鋸盤 (コッタマシン(ラクソー))

- (1) 必要に応じて防塵マスク・保護眼鏡を使用すること。
- (2) 手袋は使用禁止。
- (3) 加工材質に合った適切な切削速度で使用する事。
- (4) 必要以上の無理な圧力で材料を押さないこと。
- (5) 円筒形状材料の曲面部の切断はしないこと。
- (6) 鋸刃のガイド高さを調節して切断を行うこと。
- (7) 鋸刃の交換は、取扱い担当者の指示を仰ぐこと。

7. 2. 6 せん断機 (シャーリングマシン)

- (1) 作業前に潤滑油の注油をし、ならし運転をすること。
- (2) 手前の保護バーより中に手を入れないこと。
- (3) 切断材をセットするまで、足踏みスイッチに足を置かないこと。
- (4) 切断能力以上の厚い材料や板材以外の物・変形している物は切断しないこと。
- (5) 小物の切断材は、押さえゴムの下にくるようにすること。
- (6) 二人以上の共同作業では、裏側に人のいないのを確認し、合図をして切断すること。
- (7) 主電動機停止スイッチを押してもフライホイールはすぐには停止しないので注意すること。

7. 3 研削

- (1) 必要に応じて、保護眼鏡・防塵マスクを使用すること。
- (2) 砥石の交換作業は、特別教育を修了した者が行うこと。
- (3) 砥石の回転方向に立たないこと。
- (4) 自由研削用グラインダを使用する際には、スイッチを入れて1分間以上の試運転を行うこと。

7. 3. 1 研削盤

- (1) テーブルなど作業中に運動する部分には、工具・測定器具類は置かないこと。
- (2) 保護カバーを正しく使用すること。
- (3) 最初は加工物を取付けないで、低速運動からスタートするようにすること。
- (4) 加工物を取付ける際は、砥石に接触しないように注意すること。
- (5) 加工物の取付けは、確実なものとする。
- (6) 研削作業が終わった際、研削液を完全に振り切ってしまうまで砥石軸を回転させて停止すること。

7. 3. 2 卓上グラインダ

- (1) 保護カバーを正しく使用すること。
- (2) 火花の飛散に注意し、必要に応じて保護眼鏡、防塵マスク等を使用すること。
- (3) 小物や薄い加工物を研削する場合は、巻込みや跳ね返りに注意すること。
- (4) 砥石と加工物受け台の隙間を3 mm以内にし、砥石の側面は使用しないこと。
- (5) 連続研削は加工物が高温となるので、冷却を行いながらすること。
- (6) 銅・アルミ及び非金属には使用しないこと。
- (7) スイッチを切っても、廻っている砥石に触れないこと。

7. 3. 3 ハンドグラインダ

- (1) 火花の飛散に注意し、必要に応じて保護眼鏡、防塵マスク等を使用すること。
- (2) 使用前に、スイッチが切つてあることを確認すること。
- (3) 砥石と加工面との角度は15°～30°にて使用すること。
- (4) 火花の出る方向を認識し、安全な方向に火花を飛ばすこと。
- (5) 狭隘部の研削では、跳ね返りに注意すること。
- (6) スイッチを切つて砥石の回転が確実に停止してから置くこと。

7. 3. 4 高速切断機（カットグラインダ）

- (1) 火花の飛散に注意し、必要に応じて保護眼鏡、防塵マスク等を使用すること。
- (2) 加工物の取付けは、確実なものとする。
- (3) 集塵消炎装置を使用すること。
- (4) 砥石が材料に接触する瞬間は、慎重に行うこと。
- (5) 切断の際、ハンドルに必要以上の無理な圧力をかけないこと。
- (6) 切断終了と同時に、材料が脱落するので注意すること。
- (7) 切断面は、高温となっているので注意すること。

7. 4 数値制御工作機械

- (1) 作業場所、機械の安全装置を外して運転しないこと。
- (2) 押ボタンスイッチを押すときは、素手で作業すること。
- (3) 適切な加工条件を選択し、機械の性能・能力を越える使い方はしないこと。
- (4) 工具・加工物の取付けは確実に行うこと。
- (5) 保護扉を開けたまま自動運転をしないこと。
- (6) 運転にあたってはプログラムを確認して、安全を確かめた上で操作すること。
- (7) 自動運転中、機械の可動範囲内に立ち入らないこと。

- (8) 運転中の機械、回転中の主軸には手足や顔を出さないこと。
- (9) 原点復帰時には、復帰順序及び原点方向に気を付けること。
- (10) 早送りオーバーライドは、安全確認の後100%で使用にすること。
- (11) 異常やアラームが発生した時には「非常停止ボタン」を押し、直ちに取扱い担当者に指示を仰ぐこと。
- (12) 切り粉除去及び清掃は機械を停止して行い、切り粉は素手でさわらないこと。
- (13) 作業終了時には、各軸に定められた停止位置で停止させること。

7. 4. 1 マシニングセンタ

- (1) 工具を主軸に装着したまま刃物の着脱をしないこと。なお着脱する場合は専用台に取付けて行うこと。
- (2) プログラム及び動作チェックは、制御画面上にてシミュレーションを行い確認すること。

7. 4. 2 ターニングセンタ

- (1) ハンドル・手動モードで、タレットを動かす際には心押し台に干渉しないように気を付けること。
- (2) 加工物に応じて、主軸チャッキング圧力を変えること。
- (3) 使用前に、機械原点指標を必ず確認すること。
- (4) プログラム及び動作チェックは、制御画面上にてシミュレーションを行い確認すること。
- (5) 心押し台使用の際、ストッパーは確実に行うこと。

7. 4. 3 NCフライス盤

- (1) メモリー運転中では、手動ハンドルスイッチを「OFF」にしておくこと。

7. 5 鍛造

- (1) 熱間鍛造においては、加工物は赤色を呈していなくても、火傷・引火の二次災害に容易につながる温度になっていることがあるので注意すること。
- (2) 熱間鍛造においては、使用工具も高温になっているので注意すること。
- (3) 保護具を完全着用すること。
- (4) 鍛造用治具及び工具の不備がないか確認の後、作業を開始すること。

7. 5. 1 コークス炉（熱間鍛造）

- (1) 作業場の換気を充分に行うこと。
- (2) 無理な重さの片手ハンマーを使用しないこと。
- (3) 火力が強いので、上からのぞき込まないこと。
- (4) 火箸による加工物の掴みを確実に行うこと。
- (5) 加熱された加工物を振り回さないこと。
- (6) 鎚打ちの際、火花の飛散に注意すること。
- (7) 二人で共同作業をおこなうときは、声を出して合図をすること。

7. 5. 2 電機炉（熱処理）

- (1) 扉は高温となっているため直接触れないで、開閉はレバーで行うこと。
- (2) 炉内への出し入れは、火箸にて行い扉に顔を近づけ過ぎないこと。

7. 6 溶接

- (1) 溶接作業には、次のような災害が発生するおそれがあるので、よく認識しておくこと。
 - a. 火花や高熱による火傷。
 - b. 電気による感電。
 - c. ガス漏れ・逆火による火災・爆発。
 - d. 有害光線による目・皮膚障害。
 - e. ヒュームやガスによる珪肺や塵肺。
 - f. その他の怪我や二次災害。
- (2) 溶接用保護具を完全着用すること。
- (3) 作業中は、換気を充分に行うこと。
- (4) 高温加熱された材料は、火箸で取り扱うこと（素手でさわらない）。

7. 6. 1 アーク溶接（CO₂・MAG・MIG・TIG・プラズマ切断を含む）

- (1) 作業にあたっては、特別教育修了者であること。
- (2) 作業にあたっては、特別教育修了証を携帯すること。
- (3) 作業帽・保護面・絶縁手袋・エプロン及び足カバーは正しく着用し、作業条件によっては防塵マスクを使用すること。
- (4) スイッチは、アーク発生直前以外は必ず「OFF」にすること。
- (5) アークの光は、保護面（ハンドシールド）を介して見ること。
- (6) スラッグをハンマーで除去するときは、飛散による火傷（顔等）に注意すること。
- (7) 雨天や汗で濡れた服装のときは、感電に注意すること（電気抵抗の低下）。

7. 7 床上操作式クレーン・玉掛

- (1) 作業に適した服装であり、保護帽・安全靴・保護手袋を着用すること。

7. 7. 1 床上操作式クレーン

- (1) 運転にあたっては、特別教育修了者が行うこと。
- (2) 運転にあたっては、特別教育修了証を携帯すること。
- (3) クレーンの定格荷重を越えるつり荷をつらないこと。
- (4) 安全装置を取り外し、故意に作動しない状態にして運転してはならない。
- (5) 安全装置が作動しないときは、直ちに運転を中止し、取扱い担当者の指示を仰ぐこと。
- (6) クレーンを使用して作業者を運搬したり、作業者をつり上げたままで作業させないこと。
- (7) 荷をつったままで運転位置から離れてはならない。
- (8) 合図者との共同作業では、合図に従って運転すること。
- (9) 押しボタンスイッチは、誤操作しないように表示（作動・方向）を確認した後、確実に押し込むこと。
- (10) 運転中に地震を感じたときは、つり荷を速やかに地上におろし、電源を切ること。

7. 7. 2 玉掛

- (1) 作業にあたっては、技能講習修了者が行うこと。
- (2) 作業にあたっては、技能講習修了証を携帯すること。
- (3) 玉掛用具は作業開始前に点検を行い異常が無いことを確かめて使用すること。
- (4) 作業開始前に作業内容や手順の確認をすること。

- (5) 荷は常に垂直につり上げて、斜めづりをしないこと。
- (6) つり荷の下には絶対に立ち入らないこと。
- (7) つり上げる荷の質量・重心の位置を把握した後、適切な用具・方法で作業を行うこと。
- (8) クレーン等の運転者に対する合図は指名された一人の合図者が行うこと。
- (9) クレーン運転者から見やすく、作業状態がよく分かり、安全な場所にて合図を行うこと。